

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和7年9月17日(水) 開会 午前 9時00分

閉会 午前 9時55分

出席者 委 員 委員長 大 浦 兼 政
市 村 隆 大 谷 好 一 坂 東 一 敏
福 田 裕 司 関 口 孫 一 郎
議 長 梅 澤 米 満
傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 雨 宮 茂 樹 浅 野 貴 之
小 平 啓 佑 針 谷 育 造 古 沢 ち 子
内 海 ま さ か ず 小 久 保 か お る 松 本 喜 一
針 谷 正 夫 広 瀬 義 明 氏 家 晃
福 富 善 明 大 阿 久 岩 人 白 石 幹 男
欠席者 委 員 中 島 克 訓

事務局職員 事務局 局長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭 実 子
主 査 村 上 憲 之 主 査 田 島 沙 由 理

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	橋 本	真 一
都 市 建 設 部 技 監	増 山	輝 之
上 下 水 道 局 長	押 山	好 孝
道 路 河 川 整 備 課 長	阿 部	洋 一
道 路 河 川 維 持 課 長	阿 部	幸 治
都 市 計 画 課 長	安 彦	利 英
公 園 緑 地 課 長	瀬 下	敏 行
上 下 水 道 総 務 課 長	江 田	曉 夫
下 水 道 建 設 課 長	鈴 木	道 夫

令和7年第5回栃木市議会定例会
建設常任委員会議事日程

令和7年9月17日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第132号 令和6年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第2 議案第133号 令和6年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第3 議案第118号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）
- 日程第4 議案第123号 令和7年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大浦兼政君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（大浦兼政君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（大浦兼政君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第132号 令和6年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） おはようございます。本日はよろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第132号 令和6年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてをご説明いたします。議案書は39ページ、議案説明書は60、61ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の60ページをお開きください。提案理由ですが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は条例または議会の議決により行わなければならないことから、令和6年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金を資本金への組入れ及び建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、処分内容につきまして、令和6年度栃木市水道事業剰余金処分計算書でご説明いたしますので、次の61ページを御覧ください。表の一番右の欄の1行目でございますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は3億8,063万4,752円ですが、そのうち6,600万円を資本金に組み入れ、3億1,463万4,752円を建設改良積立金に積み立てるというものでございます。

続きまして、議案書の39ページを御覧ください。令和6年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余

金 3 億8,063万4,752円を、ただいま議案説明書でご説明いたしましたとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） お願いします。まず、未処分剰余金ということで、これは企業が決算で得た利益のうち、配当や積立てなどの処分の対象となる前の用途が特定されない利益のことを未処分剰余金と呼ばれていると思うのですけれども、今回6,600万円ですか、資本金に組み入れて、建設改良積立金に積み立てるということの説明がございましたけれども、これ6,600万円を資本金に組み入れた理由とか根拠についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） それでは、お手元に、もし決算書がございましたら、決算書を御覧いただいて、簡単にご説明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

水道事業会計決算書になります。それでは、栃木市公営企業会計決算書、令和6年度の6ページをお開きいただきたいのですけれども、こちらの6ページ、損益計算書の一番下の行です。当年度未処分利益剰余金 3 億8,063万4,752円ということで、こちらが今回の未処分利益剰余金の処分についての金額になります。その下から4行目です。当年度純利益というふうに書いてあるかと思うのですが、そちらが3億1,463万4,752円、こちらが純利益分になりますので、現金を伴う利益という形になります。その2つ下、その他未処分利益剰余金変動額というのがございます。こちらが6,600万円になります。

恐れ入ります。4ページをお開きください。こちらが一番下の米印の欄の一番最後なのですけれども、こちらが資本的収入及び支出の、支出に対して収入が不足する額の補填財源の説明になっておりまして、一番最後に減債積立金6,600万円で補填したというふうに記入してございます。こちらは支出に対して収入が足りない分をこちらの積立金を使って補填をしたという形になりますので、現金は伴っておりません。これは、ただ建設改良費等の資産に変わっておりますので、現金は伴わないのですが、8ページ、9ページの貸借対照表でいいますと固定資産に変わっております。という形になりますので、今回、現金を伴う純利益につきましては、建設改良積立金に積立てをして、現金を伴わない未処分利益剰余金である6,600万円を資本金に組み入れるというような形になります。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 簡単に言うと、数字上で足りないところに補填したみたいなイメージでよろしいのでしょうか。そういうことではないのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） 純利益の分は年間の料金収入等で得た収入から支出を差し引いて残った分が純利益という形になりますので、それは現金として持っております。それも含めた減債積立金から使った分というのも未処分利益剰余金という形に、会計上、整理されるものですから、それを処分して、現金を伴っているかどうかということをはっきりさせるために資本金と積立金に分けて処分するという形になります。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） ほかにございますか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） ご説明ありがとうございました。

今年度3億8,000万円という利益が出たという剰余金の処分についての説明があったわけなのですが、昨年、水道料金が値上げになったかと思えます。この水道料金値上げの効果によって、この剰余金が出てきたということで理解してよろしいわけですか。

○委員長（大浦兼政君） 江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） おっしゃるとおり、料金値上げによりまして純利益が昨年度よりも増えておりますので、料金値上げの効果によるものというふうに考えられます。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 料金値上げの効果によって剰余金が出てきたと。3億1,000万円を積立てに回したということなのですからけれども、水道関係、下水道関係も含めてそうなのですが、どうしてもインフラが老朽化しているということが、あちこち、私の住んでいる地域でも水道管が漏水しているとか、そういった部分が見受けられます。その余ったお金を、そういった老朽化対策とか、そういう方法を考えるという考えはないのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） 今回の純利益分の積立金の積立てですとか、あとは減価償却費というものを計上しておりますので、それも内部留保という形になります。それを合わせて資本的支出の補填財源として使うような形になりますので、後年度において、その積み立てた分を使ってインフラの整備をしていくというような形になります。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 要望ということになりますけれども、インフラの整備にも十分気をつけて

いただきたいと思います。よろしく願いいたします。要望です。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） まず、この資本金への処分の6,600万円ですか、これは何か規定されているのでしょうか。切れのいい数字が計上されていますけれども、この根拠というか、その金額が3億8,000万円に対しての6,600万円ですよ。それはどういった決まりから来ているのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（大浦兼政君） 江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） まず、6,600万円の金額なのですが、令和6年度中に減債積立金から6,600万円を取崩しをしまして補填財源として使いましたので、その分を資本金に組み入れるという形になります。資本金の組入れにつきましては、先ほどちょっとご説明したとおり、現金の裏づけがございませんので、水道事業会計としてちゃんと現金を厳密に管理するために、やはり積立金に処分したり、資本金というのは創設時からのいろんな資本金という形になっていますので、そちらに仕分をして、金銭的に厳密に管理するというような考えでおります。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） ありがとうございます。戻したということで、そうすると処分後残高というのは合計で元に戻ったという認識でよろしいのですね。6,600万円を戻したということは、先に使ったのを戻したということではないですか。

○委員長（大浦兼政君） 江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） そうしましたら、申し訳ございません。もう一度、決算書の8ページ、9ページの貸借対照表を御覧いただきたいのですけれども、9ページの下の資本の部というところに、まず6の資本金がございます。こちらに6,600万円をプラスで処分する形に、今後、承認をいただければ、処分、こちらに組入れをするという形になります。

先ほど6,600万円につきましては、もともと7番の剰余金の（2）のイ、減債積立金という欄があるのですが、ここにくられる、ここに入っていたお金という形になりまして、このイとロというのは、現金の裏づけがあって、積立金というような形になっておりまして、令和6年度末において、ハの当年度末処分利益剰余金、こちらが今回の議案の未処分利益剰余金をロの建設改良積立金と、あとは6番の資本金のほうに組入れをするというような形になります。よろしいでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） この貸借対照表の中には6,600万円という数字は出てこないのですね。

○委員長（大浦兼政君） 江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） 7番、剰余金の（2）のハの当年度未処分利益剰余金3億8,063万4,752円、この中に6,600万円が入っているというような形になります。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） そうしますと、先ほど原因の一つとして、料金を値上げしたことによってこういう状況が起きたということのご説明があったと思うのですが、仮にこういう状況は、また次年度にも起きる、同じでいけばそういうことになると思うのですが、数字はいずれにしても、そういうふうになると認識してよろしいのでしょうか。それとも、資本金への処分というのは、使わなければ戻さない。そして、剰余金が出た部分は建設改良積立金にさらにプラスされると、そういう心構えというか、認識をされていてよろしいのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） 基本的には、公営企業も純利益を出して、公共的必要剰剰というふうに言われておりまして、後年度の建設改良に充てるために純利益を出して、経営を健全化して、それを積み立てていくことによって後年度のインフラの更新に充てていく費用とするような形というのがまず一つになります。

先ほど減債積立金を使った6,600万円、現金の裏づけがないということでお話ししたのですが、現時点は建設改良費の一部に充てられておりますので、固定資産に変わっておりますけれども、これは固定資産を減価償却という形で、耐用年数で減価償却費を計上することによって、それがまた内部留保という形で、また現金に変わっていくというような形になりますので、それでまた、それも後年度の建設改良費に充てるというような形になります。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 上下水道検討委員会等々ずっとやってきて、その中でいろいろ賛否両論もありましたけれども、料金を改定して値上げしたことによってこういうことが起きたということは、ある程度、このぐらい上げれば、このぐらいになるだろうというのは予測していたことではないかというふうには思うのですが、そうはいっても、15万の市民の皆様の生活の基となる水道料金を上げたという、そういう決断をしたわけでございますので、こういった建設改良への使途の目的、その辺は何度か話題に出ている、老朽化した水道管の布設替えが非常にまだまだ残っていて、長い時間がかかるということも何度か取り沙汰されておりますので、きちっと何かの形で市民の皆様、水道料金が上がったことによってこういう効果が出て、これをこういうふうな目的に使わせていただきますというのは、当然考えていらっしゃると思うのですが、そのようなことを市民の皆様にご理解を得るために周知していただければというふうに思います。要望です。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。

私からの提案となりますが、後ほど、この水道事業会計について、公会計についての勉強させていただく時間をいただければと思っています。我々としても、今後、どの部分をしっかり注目して、決算、予算について見ていくべきなのかというものを改めて教えていただきたいところもありますので、その時間を別に取りらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この件につきましては、ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第132号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第132号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第2、議案第133号 令和6年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） ただいまご上程いただきました議案第133号 令和6年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてをご説明いたします。議案書は40ページ、議案説明書は62、63ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の62ページをお開きください。提案理由ですが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は条例または議会の議決により行わなければならないことから、令和6年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金を資本金への組入れ及び減債積立金に積み立てることについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、処分内容につきまして、令和6年度栃木市下水道事業剰余金処分計算書にてご説明いたし

ますので、次の63ページを御覧ください。表の一番右の欄の1行目になりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は7,624万15円ですが、そのうち3,000万円を資本金に組み入れ、4,624万15円を減債積立金に積立たいというものでございます。

続きまして、議案書の40ページを御覧ください。令和6年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金7,624万15円を、ただいま議案説明書でご説明いたしましたとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） これも第132号、前号と一緒になのですが、やっぱり我々はこれを議決しなければいけないということで、この3,000万円という額をなぜここに組み入れたのかという根拠が知りたいわけなのです。3,000万円。さっきの6,600万円もそうなのですが、なぜ3,000万円にしたのかというところが理解がまだ、勉強不足もあるのですが、理解していないので、その辺、説明いただければと思います。

○委員長（大浦兼政君） 江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） 先ほどと同様になるのですが、補填財源として令和6年度末に減債積立金から3,000万円を補填しております。会計制度上、その積立金から使ったものは未処分利益剰余金というふうに整理されるということになっておりまして、それをどこに組み入れ、処分をするかという形になりますので、その現金の裏づけとか、そういうものを管理するために資本金のほうに組み入れをするというような整理を栃木市では、大体の事業体も同じなのですが、行っております。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） それでは、同じく、先ほどとともに、またご教示をお願いする時間をつくりたいと思います。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。そうしますと、後でゆっくり教えていただくあれですが、料金が上がったことで、次にはこういった形で使うということはなくなるというふうな認識でよろしいのでしょうか。剰余金が残りは、この下水道の場合は減債積立金の積立てに回されたわけですが、では同じ料金で、同じ収益が上がった場合に、次年度はその資本金への処分というのは、上水道に関しても、下水道に関してもなくなるという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） 決算におきまして、資本的収支で支出に対して収入は基本的には足りないという形になるのですけれども、それを内部留保であったり、積立金であったりというところで補填するという制度になっておりますので、今年度末において決算の時点で不足する分についてどういうふうに補填をするかということについて内部で検討しまして、積立金なりを使って補填するというような形になれば、来年度以降も同様に資本金への組入れということも継続的に起こるといような形になります。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） やはり先ほど委員長からお話があったように、我々もこの辺のところについては、もう少し勉強しなくてはいけないかなというふうに思っています。

過日、下野新聞のほうにも、全国的にもやっぱり水道料金云々という記事もありましたし、これは市民の皆様も関心があるところであるし、こういうことが検討委員会でも取り沙汰されましたけれども、今回、値上げをしましたけれども、それで永久的に足りるものではないというふうな見解も出ていましたので、どこかの時点でまたそういうことを検討し、市民の皆さんにお願いしなくてはいけないということもあろうかと思うので、なかなか難しいところではありますけれども、やっぱり先ほど福田委員からもお話があったように、議決をする以上は我々もうちょっと勉強しなくてはいけないし、その辺は知っておく必要もあるのかなというふうに、当然市民の皆さんからも問われる機会もあろうかと思っておりますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第133号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第133号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

◎議案第118号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第3、議案第118号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） おはようございます。引き続きよろしくお願いたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第118号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）のうち所管関係部分についてご説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、補正予算書の58、59ページを御覧ください。8款2項2目道路維持費は、補正額9,500万円の増額であります。説明欄の市道維持管理費につきましては、大平町富田蔵井地内市道1047号線において植栽されている桜がクビアカツヤカミキリによる被害を受け、倒木や落枝等のおそれがあることから、被害木の伐採を行う必要が生じたため委託料を増額するものであります。

また、片柳町1丁目地内、市道1036号線において、降雨時に道路が冠水するため、現地調査等を実施した結果、側溝修繕工事を行う必要が生じたため、工事請負費を増額するものであります。

次の舗装修繕事業費につきましては、大平町横堀地内、市道1001号線舗装修繕工事において、防災安全交付金の交付決定額に合わせ不足額を増額するものであります。

次に、3目道路新設改良費は補正額450万円の増額であります。説明欄の市道1066号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）につきましては、令和8年度の蛭沼工区の部分供用開始に向け予定区間までの事業進捗を図るため、工事請負費を増額するものであります。

次のページ、60、61ページを御覧ください。4項1目都市計画総務費は、補正額3,653万円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことによる差額分を精査し、補正するものであります。

次の都市計画課、一般経常事務費につきましては、大平町西水代地内において雨水貯留浸透施設汚泥撤去工事を実施するため、工事請負費を増額するものであります。

次に、3目公園費は、補正額1,362万円の増額であります。説明欄の太平山遊覧道路桜更新委託事業費につきましては、太平山遊覧道路に植栽されている桜がクビアカツヤカミキリによる被害を受け、倒木や落枝等のおそれがあることから、被害木の伐採、剪定を行う必要が生じたため、委託料を増額するものであります。

次に、4目まちづくり事業費は、補正額7万2,000円の増額であります。説明欄のシェアサイクル事業費につきましては、シェアサイクルに広告を掲出することに伴い発生するシステム運営事業者手数料を増額するものであります。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。ページ戻りまして30、31ページを御覧ください。15款2項4目1節道路橋りょう費補助金の補正額は334万6,000円の増額であります。説明欄、防災・安全交付金（とちぎの安全・安心を確保する強くしなやかな道路づくり）及び防災・安全交付金（防災・減災対策の推進による災害に強い道路の整備）につきましては、交付決定額に合わせて増額するものであります。

ページ飛びまして、36、37ページを御覧ください。21款4項4目2節雑入の補正額555万2,000円の増額のうち、所管関係部分は36万円の増額であります。説明欄2つ目の都市計画図売払収入等（都市計画課）につきましては、シェアサイクル広告掲載料を増額するものであります。

歳入につきましては以上でございます。

以上で一般会計補正予算所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大谷委員。

○委員（大谷好一君） ご苦労さまです。59ページ、一番上の大平桜通り管理棟委託料なのですが、実際の被害木の本数、また延長等分かりましたら教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） お答えいたします。

この路線につきましては、全体で117本の桜の木が植わっております。その中で、現在、クビアカツヤカミキリによって被害を受けている桜の木につきましては、立ち枯れ木が64本という形になっております。今回補正につきましては、この64本の伐採の金額を計上させていただいているところであります。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） 伐採後の植栽等の計画がございましたら教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） 現在、先ほど説明したとおり、64本の桜の木が枯れている状態になっております。今回、危険であるというふうに判断をしまして、緊急に伐採をしたいというところで、抜根までではなく、木の伐採という形で計画をしております。今後の計画につきましては、現在、そこを桜通りとして市の名所として行っている道路になっておりますので、今後、どのような桜を植えていくのかも含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） すみません。同じような質問になってしまうのですが、61ページ、太平山遊覧道路、同じくこれもクビアカツヤカミキリだと思っておりますが、被害木の本数並びに延長等分かりましたら教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） お答えいたします。

当課で管理しております太平山遊覧道路につきましては、約600本の桜を管理しております。そのうち386本、クビアカツヤカミキリ等の被害があります。今回、その被害木、特に危険な木になるのですが、伐採等を49本考えております。延長にしましては、全部で約1.3キロメートルの範囲において伐採する予定でございます。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） そうしますと、今回49本ということで、残りのほうはどのような計画になるのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 被害木は、先ほど申し上げましたように386本あるのですが、そのうちの危険木を把握しているのが108本ですので、108本のうち、今年度49本、切るわけですが、残り59本ですが、これにつきましては来年度以降、伐採していくような形で、今後、予算のほうは要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） 今後の植栽計画ございましたら教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 今後の計画ですが、一応今年、半分伐採いたしまして、来年度、も

し予算が通りまして、残り分も伐採できるようであれば、その後、伐採したところ付近に新たに植栽のほうはしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） これは要望になりますが、皆さんご案内のとおり、今、大型バスも通れないような状況になっておりますので、せっかく植栽するのでしたら、もうちょっと拡幅して、大型バスが通れるような計画をきちんと立てていただいて、道路改良含めて計画していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ただいまの大谷委員の関連で質問したいのですが、栃木市は広域になっていまして、今回、大平の桜通りと太平山ですか、出ているのですが、クビアカツヤカミキリの被害というのは、栃木市全域で見るとここだけなのでしょうか。ほか点検とかされているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） クビアカツヤカミキリにつきましては、実は南のほうから被害が拡大しておりまして、現在、西方地域も桜の木、被害が出ているというふうに認識をしております。現在、被害が顕著に現れているのが、大平地域の桜通りと、公園緑地課が管理しております遊覧道路が顕著という形になっておりますので、まずはそこから手をつけたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） すみません。私のほうでも公園についてご説明申し上げます。

うちのほうで管理しております公園、特に大きいところ、栃木の総合運動公園はじめ大平、藤岡、つがの里、西方、岩舟と永野川緑地、今言った大平の遊覧道路、その他小さい公園あるのですが、小さい公園はちょっと除かせていただきまして、今申し上げました大きいところの桜につきましては、今現在で約1,170本からの被害が出ておるところでございます。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 59ページ、先ほどの補正額9,500万円のうちの4,600万円、市道各号線側溝打替工事費の中で、説明の中で冠水がという話があったと思うのですが、この冠水に至る状況というか、雨量が上がったということだけなのか、そのほかに何か理由があるのか、教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君）　今回、側溝修繕工事を行う場所につきましては、片柳町1丁目の場所につきましては、芝塚山公園の東側になります橋本公民館から高田産婦人科までの間の道路になります。こちらにつきましては、もともとが住宅地と申しますか、市街化区域の中の住宅地になっておまして、ただ、昔は結構田畑が多く、道路の雨水につきましても田畑のほうで流入と申しますか、のんでいただけていたというところがあるのですが、最近につきましては開発がかなり進んでおまして、ほぼほぼ住宅地に変わりました。住宅地に変わったことによって、道路の本質的に受けるべき側溝の許容量が足りなくなってきたというような状態になっておしますので、今回、側溝の入替え工事を行いたいというところであります。

○委員長（大浦兼政君）　市村副委員長。

○副委員長（市村　隆君）　ご説明ありがとうございます。

まさにそういう、今までは舗装面ではなくて、地肌が残っているところに浸透して済んでいた部分が、住宅開発とか、そういう田畑が市街化区域で宅地が変わることによって、浸透する部分がなくなったという現れだと思うのですけれども、ちょっと私が思うのに、最近、市内の、うちのほうの自治会もそうですけれども、側溝掃除というのをやらなくなっているの、そういう側溝が実際に断面が汚泥というか、そういったもので実際の断面積が半分ぐらいとか、ひどいところは、もう目いっぱいまで埋まってしまっているようなことがあって、ただ、なかなか高齢化した自治会の中で、側溝、蓋を開けて掃除するというのも厳しいということで、自然にやらなくなってしまっているようなところがあって、これから温暖化で間違いなく雨量も上がってくる中で、要望ですけれども、市としてなかなか市内の全市の側溝を掃除するというのも大変かと思っておりますけれども、これは毎年でなくても、やれば、またかなり側溝の処理能力は上がると思うので、その辺も予算が厳しい中での話ですけれども、ちょっとご一考いただければなと思うのですけれども、橋本部長、いかがでしょうか、その辺。

○委員長（大浦兼政君）　橋本都市建設部長。

○都市建設部長（橋本真一君）　ご指摘につきましては、今、市村委員からもご発言ありましたが、やはり全ての側溝について、いきなり市で管理するというのは非常に厳しい状況でございます。そこについては、引き続き自治会の皆様とご協力いただかないと、なかなか維持管理、難しいところではありますが、一方で、そういった、ほとんど埋没してしまっているような側溝については、そういったところは市でもそこについては対応していくというような、今後やってまいりたいと考えておりますので、その点についてはご理解いただければと思います。

○委員長（大浦兼政君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君）　ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第118号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第118号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第4、議案第123号 令和7年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

江田上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（江田 暁君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第123号 令和7年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の127ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、第1条の総則で、令和7年度栃木市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第2条の資本的収入及び支出の補正につきましては、下の表を御覧ください。まず、資本的収入ですが、第1款第1項企業債を1億156万円増額補正いたしまして8億6,746万円とし、同2項補助金を4,800万円増額補正いたしまして5億1,880万2,000円とするものです。

資本的支出ですが、第1款第1項の建設改良費を1億1,000万円増額補正いたしまして、12億223万円とするものです。内容につきましては、公共下水道雨水渠整備事業において、国の浸水対策下水道事業費補助金の追加の採択を受け、令和8年度実施予定であった工事を前倒しで実施し、早期完成を目指すため増額補正するものでございます。

次に、第2項の企業債償還金を3,956万円増額補正いたしまして、16億567万円とするものです。内容につきましては、平成27年度に借り入れました企業債の利率見直しに伴い低金利の企業債に借り換え、利息の負担軽減を図るため増額補正するものです。

第3条の公共下水道事業を目的とする企業債の限度額の補正につきましては、既決の予定額を1億156万円増額補正し、6億9,716万円とするものです。これにつきましては、第2条の資本的収入の企業債の増額補正に伴うものです。

続きまして、補正予算に関する説明書の132ページを御覧ください。令和7年度栃木市下水道事業会計補正予算実施計画、次の133ページ、令和7年度栃木市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、次の134、135ページ、令和7年度栃木市下水道事業予定貸借対照表であります。これらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で企業会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第123号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（大浦兼政君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前 9時55分）